令和４年11月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年11月11日（金）　13時30分より

場　所　　松野町役場　第１・第２会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：13名　　欠席：0名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西　　亨
農業委員会事務局次長	中平　大介
農業委員会事務局主事	岡本　　渉
農林振興課係長	石川　玲子

４．議長選出他

議長	村田　和宏
会議録署名委員	金谷　純一
	加賀田幸二
会議書記	岡本　　渉

５．閉会の日時

令和４年11月11日（金）　　14時30分

６．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第３号　農業振興地域除外申請に伴う意見決定について

７．会議の概要

小西事務局長　今日は全員の委員さんご出席をいただきまして、揃いましたので定例の農業委員会を始めたいと思います。今日は午前中に臨時の議会がありまして、議場が会場になっておりますので、狭い部屋になってしまいましたが、ご了承いただきたいと思います。臨時議会も補正予算とか町が出してたんですが、最近ちょっと話題になっていた議員の倫理条例の兼業禁止の問題、ここ最近議員さんのほうで協議をなされていたわけなんですが、今日の臨時議会に賛成の立場からの提案がなされて、先ほど賛成が多数ということで可決をされました。今まで３期12年間厳しい内容で兼業禁止の条文で町の請負をする者は議員にな

れないという縛りがあったんですが、議員発議で今回その縛りが無くなって元に戻ったと。国は請負の金額を売り上げの半分という規定が最高裁の判例であるんですが、松野町はそれにもう一つ、もともと議員さんの決議で４割以内にしようという申し合わせがあったので、それを準じて運用しましょうという様な内容で今回改正が成されております。先ほどできたてほやほやの内容ですので、まだあまり表には出ておりませんが、議会としての議決が出ましたので、そういう状況になっております。少し議会前の全員協議会が長引いてですね、バタバタの中でこの会場になっております。そういうことも午前中の中身はございまして、報告がてら先に喋らせていただきました。それでは開会に当たりまして会長さんよりご挨拶をお願いします。

村田会長　皆さんこんにちは、今日は階段上がったらいつもと違うな思って、そのままま っすぐこの会場に来たんですけど。今言われたように議員もなり手がおらんいうて、こないだ新聞でもちらっと載っとったんですが、これでまたちょっと議員に出ろかいう人がおるんかも分かりませんけど、町長の話ではなり手が居らん、なり手が居らんという話をちらちら聞いとりました。今日はちょっと狭いとこになりましたけどお許し下さい。今日も案件が少ないんですけど、スムーズに会が進みますようにお願いを申し上げまして、簡単ですけど挨拶に代えたいと思います。

早速なんですけど、議事録の署名委員なんですけど、３番の金谷純一委員さん、４番加賀田幸二委員さんにお願いを致します。

４番の報告事項に入ります。事務局のほうでありましたら。

岡本主事　※事務局より活動記録簿について報告。

村田会長　　委員さんの中からなんかありましたら。

無いようですので議事のほうに入りたいと思います。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題として、森口委員さんお願いします。

森口委員　　資料の４ページをお開き下さい。農地法第３条の規定による許可申請についてご説明致します。受付番号７番、申請地は大字延野々〇〇〇番、地目畑、面積は690㎡となっております。所有権移転の申請です。図は６ページを参照願います。それではまず譲受人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地株式会社〇〇〇さんです。譲渡人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、ご高齢で〇歳となっております。譲受人の営農状況の詳細でありますが、農地の状況、農地面積が20,018㎡です、うち田んぼが4,744㎡、畑が15,274㎡となっております。作付け予定作物は水稲、柚子、野菜です。所有の大型農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバインです。従事者は別紙の通りとありますが、会社の役員であります〇〇〇さん親子３人であります。周辺地域との関係につきましては現状の通り畑として利用する事とし、周辺への影響はないと思います、農薬の使用については地域の防除方針に従うということです。

農地法第３条第１項第１号から７号までの各要件には全て該当しないことを確認しましたのでご報告致します。

以上審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　　説明がありましたけど、開発団地の分でしょうかね。

岡本主事	はい、そうです。
村田会長	なんか質問ありましたら。 無いようでしたので。丁度隣近所も作っとるんやないかな。
岡本主事	はい、作られてます。
村田会長	申請の通りでよろしいでしょうか。
（会場）	※会場より「はい」の声あり。
村田会長	ありがとうございます。続いて８番を毛利委員さんのほうから。
毛利委員	受付番号８番。申請地、大字豊岡〇〇〇番、畑、39㎡、〇〇〇番、畑、10㎡、〇〇〇番、畑、133㎡、〇〇〇番、田、76㎡、〇〇〇番、畑、181㎡、〇〇〇番、畑、216㎡、〇〇〇番、田、1,632㎡。契約内容は所有権移転でございます。図は７ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇、譲渡人、新居浜市種子川町〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇。譲受人の営農状況等の詳細、農地の利用状況、農地面積58,742㎡、田んぼが53,269㎡、畑5,473㎡。作付け作物、水稲と柚子です。所有大農機具トラクター、田植え機、コンバイン。農作業に従事する者、本人、父、母。周辺地域との関係、現状どおり、水田及び畑として利用することとし、周辺への影響はない、他の農業者と協力し、地域農業の維持発展に努める。 農地法第３条第１項第１号より７号まで該当致しません。よろしくご検討をお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、なんか聞きたいことありましたら、どうぞお願い致します。

無いでしょうか。

無いようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。議案第２号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料９ページをご覧下さい。農用地利用集積計画（案）の承認についてでございます。番号28番、貸人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地株式会社〇〇〇。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、地目畑で面積が2,300㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は14ページをご覧下さい、こちら継続の案件です。

続いて番号29番、貸人、延野々〇〇〇番〇〇〇さん、借人、株式会社〇〇〇。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、地目畑で面積が２筆合計で3,360㎡となっております。賃貸借で５年間の契約です。図は15ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号30番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。借人、株式会社〇〇〇。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、地目畑で面積が２筆合計で4,082㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は16ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号31番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、奥野川〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、

地目は田、面積が683㎡です。使用貸借で３年間の契約となっております。図は17ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号32番、貸人、松山市森松町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、吉野〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、地目は田、面積が770㎡です。賃貸借で20年間の契約となっております。図は18ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて資料10ページです。番号33番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、鬼北町大字芝〇〇〇、〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が３筆合計で1,869㎡です。賃貸借で10年と１ヶ月の契約となっております。図は19ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて番号34番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、鬼北町大字芝〇〇〇、〇〇〇さん。利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目は田、面積が1,387㎡です。賃貸借で10年１ヶ月の契約となっております。図は20ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて番号35番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は全て田で、面積が３筆合計で5,607㎡となっております。賃貸借で10年と１ヶ月の契約となっております。図は21ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて番号36番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で、面積が２筆合計で4,419㎡となっております。賃貸借で10年と１ヶ月の契約となっております。図は22ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

続いて資料11ページです。番号37番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇

さん、借人、豊岡○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が豊岡○○○番、○○○番、地目は田で、面積が２筆合計で4,040㎡となっております。賃貸借で５年と１ヶ月の契約となっております。図は23ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

番号38番、貸人、豊岡○○○番地○○○さん、借人、豊岡○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が豊岡○○○番、○○○番、地目は田で面積は２筆合計で2,606㎡となっております。賃貸借で10年と１ヶ月の契約となっております。図は24ページをご覧下さい。こちらも新規の案件です。

12ページをご覧下さい。番号39番、貸人、香川県高松市香西南町○○○番地○○○さん、借人、豊岡○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が豊岡○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、地目は全て田で、面積が９筆合計で5,034㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は25ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

続いて番号40番、貸人、目黒○○○番地○○○さん、借人、目黒○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が目黒○○○番、地目は田、面積が3,000㎡です。賃貸借で６年間の契約となっております。図は26ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて番号41番、貸人、目黒○○○番地○○○さん、借人、目黒○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が目黒○○○番、地目は田、面積が1,479㎡です。賃貸借で10年１ヶ月の契約となっております。図は27ページをご覧ください。こちら新規の案件です。

続いて資料13ページです。番号42番、貸人、蕨生○○○番地○○○さん、借人、奥野川○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が蕨生○○○番、○○○番、○○○番、奥野川○○○番、○○○番、地

目は全て田で、面積が５筆合計で3,846㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は28ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明が終わりましたけど、なんか気になる点がありましたら。

毛利委員　利用権を設定する前に10年間の設定になったら85歳の人は10年間設定、もしいけんなった場合は途中で解約するの。

岡本主事　途中で解約は可能です。貸し手・借り手両方の合意があってになります。書類を持ってこられた際に本人さんにもお話しておりますが「やれる範囲やります」とご回答いただいたので、お断りするというのもできなかったので。

村田会長　以前にも蕨生の〇〇〇さんが90何歳になるんかな、あの時もこういう話になって、「頑張ります」いう事でやっとります。

以前からちょっとこう、管理が悪いというて、個人名出すと〇〇〇君が出とるんですけど、本人はしんどいから借りたところ返さないけんいう話は聞いたんですけど、新規いうのがあるんですが。

岡本主事　こちらも補足させていただきます。今回の〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地については今年〇〇〇さんが作られております。いわゆるヤミで作られとった訳なんですけれども、先般お願いもさせてもらった水田の支援金の関係の時に、〇〇〇さんが実際に作られとる田んぼを聞き取りをさせてもらいまして、ヤミで作られとるのはよろしくないの

で、引き続きやるんやったら利用権設定をちゃんとして下さいという事で今回出していただきました。実際は他にもあるんですけど、地主さん側の相続ができてなかったり、権利関係の課題がいろいろありまして、出てない分もあるんですけど、権利関係で問題の無いところだけ今回は新規という事で上げておるような次第です。今年実際作られてはおるし、地主さん側にも確認はさせてもらっておるので、そう言った状況で今回の申請が上がっております。

村田会長　いろんなとこの地元の委員さんはちょっと目を光らしてもろうて、なるべく荒さ無いように、周りのことも考えて草刈り等をお願いするようにお願いをします。

今日の申請でなんか他問題ありませんでしょうか。

山口委員　〇〇〇さんとこの申請地よな、〇〇〇さんでは。

岡本主事　地主さんの話は〇〇〇さんもされよったんですけど、うちの農地台帳でも確認しました。〇〇〇番地〇〇〇さんという方の名義ということで確認はしました。

村田会長　他なんか問題無いでしょうか。

無いようでしたら申請のとおりでよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。続きまして議案第３号「農業振興地域除外申請に伴う意見決定について」を議題として事務局で説明をお願いし

ます。

石川係長　　農業振興地域整備計画の変更について、除外の案件が２件出ておりますので説明致します。資料は30ページからになります。まず案件１です。申請者が蕨生〇〇〇番地の〇〇〇さんです。〇〇〇さんは現在実家で暮らしていますが、子供の成長に伴いまして自己住宅を建設したい考えです。今後将来必要になってくるご両親の介護等も踏まえまして、実家の付近で土地を探しましたが、申出地以外に適当なところが無いと言うことで今回農用地区域から除外したい考えです。土地につきましては蕨生〇〇〇番、現況地目は田、面積は521㎡です、転用後の用途区分は宅地となっています。資料31ページのほうに申出地の周辺図、そして32ページのほうに位置図を掲載しておりますので、併せてご覧いただいたらと思います。集会所の近くの土地になります。町の所見としましては、当申出地は、農用地区域の周辺部に位置しており、農用地の集団化や農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えております。

　続きまして案件２です。申出者は宇和島市保手〇〇〇番地〇〇〇さんです。変更理由としまして、申出地は山林化しており、今後農地としての復旧も見込めない状況にあり、先般農業委員会のほうからも非農地判断を受けていることから、今回農用地区域から除外したい考えです。場所については同じく31ページに周辺図と33ページのほうに位置図を掲載しております。蕨生〇〇〇番で現況地目は山林、面積が422㎡です。この土地につきましてはこの付近で土砂崩れが起こっておりまして、今後県の事業でダムが建設される計画がございます。この〇〇〇番につきましてもその事業の対象地になるということで、除外後は保安林として転用していくような計画となっております。こちらに

つきましても町の所見として、申出地は農用地区域の周辺部に位置しており、農地の集団化や農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　２件の案件があるんですけど、第１の案件なんですけど、両方とも蕨生か、第１の案件なんですがどうでしょうか、もし地元の委員さんで補足がありましたら。

内容でしたら、案件１なんですけど、計画のとおり変更でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　続きまして案件２なんですけど、先月ですかあったんですけど、土砂崩れ等のやつで山林化するいう関係で。

これも計画のとおり変更でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　議事のほうはこれで終わります。その他でなんかありましたら、なんでもいいですが。

残すところあと１回だけなんですが今年は。

なんも意見無いようなんですけれども。

岡本主事　※事務局から３点説明、報告。

村田会長	委員さんのほうからなんかありませんか。 無いようですのでこれで終わります。
矢野副会長	今日は柚子の収穫の忙しいところどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。